

守山市立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案（議第23号関係）の説明について

守山市の北部地域の読書環境の充実および多世代の住民の交流促進等を目的に、「守山市立北部図書館」を設置するために、必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

(1) 名称および位置を次のように規定する。（第2条の改正規定関係）

ア 名称 守山市立北部図書館

イ 位置 守山市水保町2236番地

(2) 守山市立北部図書館の事業内容を次のように規定する。（第3条の改正規定関係）

ア 地域の情報拠点として、多種多様で豊富な資料を提供するために必要なこと。

イ ゆったりと本を読み、過ごすことができる市民の居場所づくりに関すること。

2 施行期日等

(1) 施行期日

規則で定める日から施行する。（付則第1条関係）

(2) 守山市図書館協議会条例の一部改正

守山市図書館協議会の所管に守山市立北部図書館を含めるための改正を行う。（付則第2条関係）

(3) 守山市役所支所設置条例の一部改正

守山市役所速野支所の位置を「木浜町1826番地3」から「水保町2236番地」に改める。（付則第3条関係）

(4) 守山市立公民館の設置に関する条例の一部改正

守山市立速野公民館の位置を「木浜町1826番地3」から「水保町2236番地」に改める。（付則第4条関係）

(5) 守山市立地区会館の設置および管理に関する条例の一部改正

守山市立速野会館の位置を「木浜町1826番地3」から「水保町2236番地」に改める。（付則第5条関係）

(6) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

速野会館電気自動車用急速充電器使用料について、従前の規定内容通りに定める。（付則第6条関係）